

令和7年度 荷役機械の運転及び作業に係る技能講習受講料助成事業 交付要綱

令和7年3月27日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、輸送サービスの高品質化、生産性の向上及び無資格作業による労働災害事故の防止を図るため、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に対し、荷役機械の運転及び作業に係る技能教習の受講料の一部を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、600,000円とする。

(助成額及び講習の種類)

第3条 下記のとおり、助成を行う。

(1) フォークリフト運転技能講習

- | | | |
|---------------------|-------|---------|
| 1. 11時間講習(大特免許所持者) | 1人につき | 5,000円 |
| 2. 31時間講習(上記以外の所持者) | 1人につき | 10,000円 |

(2) 小型移動式クレーン運転技能講習 1人につき 9,000円

(3) 玉掛け作業主任者講習 1人につき 7,000円

(4) 車両系建設機械技能講習 1人につき 10,000円

ただし、(1)～(3)の講習については、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（略称：陸災防）青森県支部で実施した講習のみを対象とする。また、(4)車両系建設機械技能講習については、小型車両系建設機械を対象外とする。

(助成枠)

第4条 全講習をあわせて1会員事業者につき上限10万円とする。

(助成対象)

第5条 青森県内に事業所を置く会員事業者

(対象期間)

第6条 令和7年4月1日から令和8年2月末日まで

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、第6条に定める期日までに、様式1「荷役機械の運転及び作業に係る技能講習受講料助成事業報告書（助成金交付請求書）」を青ト協へ提出しなければならない。

（助成金交付）

第8条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第6条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

（助成金の返還）

第9条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。